	鬮雞神社本殿	六棟	桁行二間、梁間一間、一重、隅木入春日造、檜皮葺 附・棟札　二枚 寛文元年六月、延宝九年三月	宗教法人鬮雞神社	和歌山県田辺市東陽一番一号	和歌山県田辺市東陽
	鬮雞神社西殿		桁行三間、梁間二間、一重、入母屋造、正面庇付、銅板葺 附・棟札　一枚 元文二年六月			
	鬮雞神社上殿		桁行二間、梁間一間、一重、隅木入春日造、檜皮葺			
	鬮雞神社中殿		四間社流造、銅板葺 附・棟札　一枚 延享五年六月			
	鬮雞神社下殿		四間社流造、銅板葺 附・棟札　一枚 延享五年六月			
	鬮雞神社八百萬殿		一間社、隅木入春日造、銅板葺 附・棟札　一枚 延享五年六月			
	大宜味村役場旧庁舎	一棟	鉄筋コンクリート造、建築面積一六九・九八平方メートル、一部二階建	大宜味村	沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久一五七番地	沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久一五七番二

・牢舎　二棟
南棟　木造、建築面積四・九六平方メートル、桟瓦葺
北棟　木造、建築面積四・九六平方メートル、桟瓦葺
・奈良監獄建築圖面　一冊
宅地　七六、九一八・三四平方メートル
般若寺町一八番一、川上町四七五番一
右地域内の排水溝縁石、殉職刑務官之碑、墓石を含む

○文部科学省告示第十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表下欄のように改めて重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月二十三日

文部科学大臣　松野　博一

上欄	中欄			下欄		
名称	関係告示	名称及び員数	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
那須疏水旧取水施設 東水門 西水門 導水路及び余水路	平成十八年文部科学省告示第九十三号	・東隧道　一所 ・西隧道　一所 ・附那須原疏水線實測全圖　六枚 ・附那須原疏水線建築圖綴　一冊 ・附那須原疏水工事竣工説明　一冊	那須疏水旧取水施設 導水路及び余水路 東水門	三所 一基	石造、延長二〇九・八メートル 附・余水路水門　一基 石造水門、正面二・一メートル 附属 石造水門、正面五・四メートル、石造擁壁 附・門扉及び巻揚装置　一式	那須疏水土地改良区 那須塩原市	栃木県那須塩原市接骨木四四七番地 栃木県那須塩原市共墾社一〇八番地二	栃木県那須塩原市西岩崎